

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区介護保険料納入通知書等の作成等業務の委託に係るデータ授受に伴うLGWAN-ASP サービス認定事業者との外部結合等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託、再委託）

（担当部課：福祉部介護保険課、地域包括ケア推進課）

事業の概要

事業名	新宿区介護保険事業
担当課	介護保険課、地域包括ケア推進課
目的	<p>被保険者宛て通知のうち、新宿区介護保険料納入通知書等の大量印刷を要する通知書類については、帳票の作成、印字及び封入封緘等を委託し、作業時間の短縮及び効率化を図り、発送を迅速かつ的確に行う。</p> <p>また、業務委託にあたっては、電磁的媒体による授受方法としてDVD等によるデータ授受に加えて、より安全なLGWAN-ASPを使用したデータ授受方法を可能とすることで、個人情報保護対策の安全性と業務の効率化の向上を図る。</p>
対象者	新宿区介護保険被保険者
事業内容	<p>区では介護保険法や新宿区介護保険条例等に基づき介護保険料納入通知等及び介護保険制度の周知のための冊子の配布などの事業を行っている。</p> <p>現在は、区の情報システム課大型印刷機で印字し、委託業者に封入封緘を委託しているが、安全性及び効率性の向上を目的として、帳票作成から(封入封緘等を含む)業務を事業者へ委託することとする(封入封緘業務の委託は、平成12年度第2回、平成21年度第2回、平成27年度第2回及び平成28年度第8回本審議会了承済)。</p> <p>本業務を委託することで、名寄せや仕分けなどを機械化し、従来の手作業に比べ誤封入を防止できること、また外部輸送する機会を最小化できることで、作業効率の向上に加え、個人情報保護の安全性向上を図れる。</p> <p>また、より迅速かつ安全性の高い対象者データの授受方法として、専用回線であるLGWAN回線で、データを授受する方法が可能な事業者(※1)が増えている。個人情報記録された媒体の紛失・盗難等の事故リスクを軽減し、よりレベルの高い安全性を確保できるよう、本業務における対象者データの授受方法として、LGWAN回線によるデータ授受方式を採用する。</p> <p>なお入札の結果LGWAN回線によるデータ授受方式を行うことができない事業者(LGWAN-ASPサービス提供を行っていない中小企業等)を選定した場合や、LGWAN回線の障害等に備え事業の継続性を確保するため、DVD等によるデータ授受方式も行えることとする。(個人情報の流れについては、資料7-1、資料7-2及び資料7-3のとおり。対象件数等は、資料7-4のとおり)</p> <p>※1…LGWAN回線を利用したサービスを提供できる事業者となるためには、地方公共団体情報システム機構による資格審査を受け、認証を得る必要がある。(資料7-5参照)</p>

件名 新宿区介護保険料納入通知書等の作成等業務の委託に係るデータ授受に伴う LGWAN-ASP サービス認定事業者との外部結合について

保有課 (担当課)	①介護保険課 ②地域包括ケア推進課
登録業務の名称	① 介護保険課 ・保険料の算定業務 ・保険料の収納業務 ・保険料の滞納者対策業務 ・要支援・要介護認定者の負担割合判定業務 ・介護保険べんり帳の配布業務 ② 地域包括ケア推進課 ・介護予防・生活支援サービス事業対象者の管理業務
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	【新宿区介護保険被保険者に係る情報項目】 資料7-4のとおり
結合の相手方	LGWAN-ASP サービス提供事業者 (入札により決定) ※プライバシーマーク認証取得及び LGWAN-ASP 接続サービス資格審査認証取得事業者
結合する理由	印字データの送信にあたり、よりレベルの高い安全性を確保するため、区イントラネットパソコンと LGWAN-ASP サービス提供事業者のサーバを結合する必要があるため。
結合の形態	地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用し、区イントラネットパソコン(情報システム課が管理)と LGWAN-ASP サービス提供事業者のサーバを接続する。
結合の開始時期と期間	令和2年7月1日から(以降、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 外部結合にあたっては、区及び LGWAN-ASP サービス提供事業者は、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」を遵守する。 LGWAN-ASP サービス提供事業者は地方公共団体システム機構が定める「総合行政ネットワーク ASP ガイドライン」及び「総合行政ネットワーク ASP 基本要綱」を遵守する。 LGWAN-ASP サービス提供事業者は、別紙「特記事項」を遵守する。 区は問題が生じた場合には、立入調査を行うとともに、「総合行政ネットワーク ASP 基本要綱」に基づき地方公共団体システム機構に立入調査を要請する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 印字データ等の電子ファイルのアップロード及び自動転送は、LGWAN 回線を使用し、ファイアウォール等による通信制御を行う。 通信により授受するデータは、暗号化を実施する。 不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、アクセスログの管理監視によるセキュリティ管理を実施する。 イントラネットパソコン及び LGWAN-ASP サービス利用時のログインには、ユーザ ID 及びパスワードによるアクセス権限の確認を行う。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 介護保険料納入通知書等の作成等業務の委託について

保有課(担当課)	①介護保険課 ②地域包括ケア推進課
登録業務の名称	① 介護保険課 ・保険料の算定業務 ・保険料の収納業務 ・保険料の滞納者対策業務 ・要支援・要介護認定者の負担割合判定業務 ・介護保険べんり帳の配布業務 ② 地域包括ケア推進課 ・介護予防・生活支援サービス事業対象者の管理業務
委託先	プライバシーマークを認証取得している事業者又はプライバシーマーク認証取得及び LGWAN-ASP 接続サービス資格審査認証取得している事業者(入札で決定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【新宿区介護保険被保険者に係る情報項目】 資料7-4のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	【LGWAN 回線によるデータ授受方式の場合】 電磁的媒体(委託先のパソコン及びサーバ)及び紙 【DVD 等によるデータ授受方式の場合】 電磁的媒体(委託先のパソコン及びDVD等)及び紙
委託理由	安全性及び効率性の向上を目的として、ノウハウのある事業者へ帳票作成、印字及び封入封緘等の委託を行うため。
委託の内容	資料7-4に記載の各帳票に係る作成、印字及び封入封緘等 データ授受方式については、LGWAN 回線によるデータ授受方式及びDVD等によるデータ授受方式により行うこととする。
委託の開始時期及び期限	令和2年7月1日から令和3年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【共通の情報保護対策】 1 運用上の対策 (1) 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 (2) 契約履行の間に、区職員が立入り調査等による監査を実施するとともに、必要に応じて状況報告をさせる。 (3) 区の職員が、全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。 (4) 委託事業者が封入封緘された通知書等を納品する時は、区の職員が、日時・取扱者・情報の内容・数量を確認書に記録し、履歴を追跡できるようにする。 2 システム上の対策 (1) ID 及びパスワード等により、システムを操作できる職員を限定するとともに、個人情報を記録できるコンピュータを限定するなど、個人情報を厳格に取り扱う。

	<p>(2) 帳票印刷用の個人情報データは共通鍵暗号方式等により暗号化する。</p> <p>【LGWAN 回線によるデータ授受方式の情報保護対策】</p> <p>(1) 通信により授受するデータは、暗号化を実施する。</p> <p>(2) 不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、アクセスログの管理監視によるセキュリティ管理を実施する。</p> <p>(3) イン트라ネットパソコン及び LGWAN-ASP サービス利用時のログイン時には、ユーザ ID 及びパスワードによるアクセス権限の確認を行う。</p> <p>【DVD 等によるデータ授受方式の情報保護対策】</p> <p>(1) 区は委託事業者に、暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（DVD 等））とパスワード通知書（書面の場合）をそれぞれ別の鍵付キャビネットにて保管させる。</p> <p>(2) 暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（DVD 等））とパスワードの通知は、区職員が別の機会を設定し行う。また、パスワードを委託先に提供する時、委託先が電磁的媒体・パスワード通知書（書面の場合）を区の職員に返却する時は、それぞれ区の職員が、日時・取扱者・情報の内容・数量を確認書に記録し、履歴を追跡できるようにする。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【共通の情報保護対策】</p> <p>1 運用上の対策</p> <p>(1) 区が作成し、共有した業務フローに基づき、業務を行わせる。</p> <p>(2) 取扱責任者及び取扱者の名簿を提出させる。</p> <p>(3) 建物、マシン室、電磁的媒体保管庫、印刷室への入退室ができる者を特定させ、記録を適正に管理させる。</p> <p>(4) 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備するとともに、緊急時の連絡体制や対応手順を区に報告させる。</p> <p>(5) 従事者に対して、個人情報保護に関するセキュリティ研修を行わせ、個人情報保護の取扱いを適正に行わせる。</p> <p>(6) 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、今後の対応を協議する。</p> <p>(7) 納品完了後、データを消去させ、データ消去報告書を提出させる。</p> <p>(8) 個人情報を印字した印刷物及び係る印刷ログ（印刷元コンピュータ名、印刷日時、印刷ファイル名、印刷先プリンタ名、印刷枚数）の記録及び管理を徹底させ、区に提出させる。2 枚以上印刷した場合は、その理由を報告させる。</p> <p>2 システム上の対策</p> <p>(1) 委託先の作業コンピュータは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいが発生しないよう、インターネットから分離するなどの保護対策を講じさせる。</p> <p>(2) 委託先の作業コンピュータは、不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、アクセスログの管理監視によるセキュリティ管理を実施させる。</p> <p>(3) 業務を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、ID・パスワード等により作業コンピュータの利用認証を行わせる。</p> <p>(4) 委託先の作業コンピュータに個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。</p> <p>(5) ログ監視ソフト等により、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。</p>

【LGWAN 回線によるデータ授受方式の情報保護対策】

- (1) 通信は、LGWAN による専用回線を使用し、ファイアウォール等による通信制御を行い、データは暗号化を実施させる。
- (2) 個人情報はパスワードを付して暗号化を行い専用ページに格納させる。暗号化のために付したパスワードは、別途連絡する。
- (3) データ送受信を行う専用ページのアドレス、ID及びパスワードは、手渡し、簡易書留郵便、口頭等にて連絡させる。

【DVD 等によるデータ授受方式の場合の情報保護対策】

- (1) 個人情報データ（電磁的媒体(DVD 等)）は施錠できる金庫に保管させる。
- (2) 区への報告等で個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、暗号化を行い、電磁的媒体を用いてデータ授受を行う時は、個人情報データ（電磁的媒体 (DVD 等)）とパスワードの授受は、それぞれ別の機会を設定し行わせる。
- (3) 納品完了後、電磁的媒体、パスワード(書面の場合)を返却させる。
- (4) 次に掲げる時には、区の職員が記録した確認書の内容（日時・取扱者・情報の内容・数量）を確認させ、履歴を追跡できるようにさせる。
 - ・ 区の職員が暗号化された個人情報データ（電磁的媒体(DVD 等)）とパスワードを委託先に提供する時
 - ・ 委託先が封入封緘された通知書等を納品する時
 - ・ 委託先が電磁的媒体、パスワード(書面の場合)を区の職員に返却する時

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成17年新宿区条例第5号）第43条（個人の秘密に属する保有個

個人情報の提供に係る罪)、第 44 条 (不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪) の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

(資料等の返還等)

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

18 甲は、乙に課した情報保護対策 (新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等) に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 乙は、第 1 項から第 2 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 甲 新宿区長
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 介護保険料納入通知書等の作成等業務の再委託について

保有課(担当課)	①介護保険課 ②地域包括ケア推進課
登録業務の名称	① 介護保険課 ・保険料の算定業務 ・保険料の収納業務 ・保険料の滞納者対策業務 ・要支援・要介護認定者の負担割合判定業務 ・介護保険べんり帳の配布業務 ② 地域包括ケア推進課 ・介護予防・生活支援サービス事業対象者の管理業務
委託先、再委託する場合の再委託先	【委託先】 プライバシーマークを認証取得している事業者又はプライバシーマーク認証取得及び LGWAN-ASP 接続サービス資格審査認証取得している事業者（入札で決定）。 【再委託する場合の再委託先】 委託先が指定する事業者 ただし再委託先は、委託案件の入札参加者でないこと、プライバシーマーク認証取得していることを条件とする。
再委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	【新宿区介護保険被保険者に係る情報項目】 資料7-4のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体（再委託のパソコン）
再委託理由	本業務については、封筒の作成、通知書の印刷、印字加工、封入封緘と多岐に渡る。広範囲な業務を得意とし事業毎に分社化(又は子会社化)している企業でも入札に参加できるように、再委託を区の承諾を条件に認める。 なお、委託先1社で本業務を全て履行できる事業者を選定した場合は、再委託は行わない。
再委託の内容	資料7-4に記載の各帳票に係る作成、印字及び封入封緘等
再委託の開始時期及び期限	令和2年7月1日から令和3年3月31日まで（次年度以降も、同様に行う）。
再委託にあたり区が行う情報保護対策	1 運用上の対策 (1) 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 (2) 契約履行の間に、区職員が立入り調査等を実施するとともに、必要に応じて状況報告をさせる。 (3) 区の職員が、全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。 (4) 再委託事業者が封入封緘された通知書等を納品する時は、区の職員が、日時・取扱者・情報の内容・数量を確認書に記録し、履歴を追跡できるようにする。

	<p>2 システム上の対策</p> <p>(1) ID 及びパスワード等により、システムを操作できる職員を限定するとともに、個人情報を記録できるコンピュータを限定するなど、個人情報を厳格に取り扱う。</p> <p>(2) 帳票印刷用の個人情報データは共通鍵暗号方式等により暗号化する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>1 運用上の対策</p> <p>(1) 区が作成し、共有した業務フローに基づき、業務を行わせる。</p> <p>(2) 取扱責任者及び取扱者の名簿を提出させる。</p> <p>(3) 建物、マシン室、電磁的媒体保管庫、印刷室への入退室ができる者を特定させ、記録を適正に管理させる。</p> <p>(4) 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備するとともに、緊急時の連絡体制や対応手順を区に報告させる。</p> <p>(5) 従事者に対して、個人情報保護に関するセキュリティ研修を行わせ、個人情報保護の取扱いを適正に行わせる。</p> <p>(6) 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、今後の対応を協議する。</p> <p>(7) 納品完了後、データを消去させ、データ消去報告書を提出させる。</p> <p>(8) 個人情報を印字した印刷物及び係る印刷ログ（印刷元コンピュータ名、印刷日時、印刷ファイル名、印刷先プリンタ名、印刷枚数）の記録及び管理を徹底させ、区に提出させる。2枚以上印刷した場合は、その理由を報告させる。</p> <p>2 システム上の対策</p> <p>(1) 再委託先の作業コンピュータは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいが発生しないよう、インターネットから分離するなどの保護対策を講じさせる。</p> <p>(2) 再委託先の作業コンピュータは、不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、アクセスログ、通信ログの管理監視によるセキュリティ管理を実施させる。</p> <p>(3) 業務を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、ID・パスワード等により作業コンピュータの利用認証を行わせる。</p> <p>(4) 再委託先の作業コンピュータに個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。</p> <p>(5) ログ監視ソフト等により、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 甲 新宿区長
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

- 19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。
- 22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

- 23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。